

品川区認可保育所等開設後家賃補助金交付要綱

制定 平成30年3月22日 区長決定 要綱第48号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区内の認可保育所等の設置者に対し、開設後家賃の一部について補助金を交付することにより、認可保育所等の経営の安定化を図り、もって、児童を安心して育てることができる環境整備を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可保育所 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項の規定による認可を受けて設置する同法第39条第1項に規定する保育所(保育所である認定こども園を除く。)をいう。
- (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園ならびに東京都認定こども園の認定要件に関する条例(平成18年東京都条例第174号)第3条第2号に規定する保育所型認定こども園および同条第3号に規定する地方裁量型認定こども園をいう。
- (3) 家庭的保育事業 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (4) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (5) 認証保育所 東京都認証保育所事業実施要綱(平成13年5月7日付12福子推第1157号)に規定する東京都認証保育所をいう。
- (6) 認可保育所等 認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業および認証保育所をいう。
- (7) 開設後家賃 認可保育所等が開設した日(以下「開設日」という。)以後に係る建物賃借料(礼金、敷金および共益費を含まない。)をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、認可保育所等の開設後家賃とする。

(補助金の交付額等)

第4条 補助金の交付額は、別表に定める認可保育所等の開設日から経過した年数(以下「経過年数」という。)に応じ、それぞれ同表補助基準額の欄に定める額に同表補助率の欄に定める割合を乗じて得た額(小数点以下の端数は切り捨てるものとする。)とし、月毎に交付するものとする。

2 前項の経過年数の起算について、次の各号に掲げる施設にあっては、それぞれ当該各号に定める日を開設日とする。

- (1) 家庭的保育事業および小規模保育事業 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第43条第1項の規定に基づき区長が確認を行った日
- (2) 認可保育所等であって、定員の増および所在地の移転を伴い他の施設区分の認可保育所等に移行をしたもの 当該移行をした日
- (3) 認可保育所等であって、定員の増および所在地の移転を伴わずに他の施設区分の認可保育所等に移行をしたもの 当該移行をする前の認可保育所等の開設日

(補助金の交付申請)

第5条 認可保育所等の設置者(以下「設置者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、月毎に区長が別に定める期日までに、品川区認可保育所等開設後家賃補助金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することと決定したときは品川区認可保育所等開設後家賃補助金交付決定通知書(第2号様式)により、補助金を交付しないことと決定したときは品川区認可保育所等開設後家賃補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、速やかに当該申請を行った設置者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第7条 区長は、前条の規定による補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、または補助金の交付決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

2 区長は、前項の規定による取消しまたは変更を行ったときは、その内容を品川区認可保育所等開設後家賃補助金交付決定取消・変更通知書(第4号様式)により、当該申請を行った設置者に速やかに通知しなければならない。

(補助金の請求)

第8条 第6条の規定による補助金の交付決定を受けた設置者(以下「補助事業者」という。)は、品川区認可保育所等開設後家賃補助金請求書(第5号様式)により、速やかに補助金の支払を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 区長は、前条の規定による請求があった場合は、関係書類を審査し、適当と認めるときは、当該請求に係る補助金を当該補助事業者に交付するものとする。

(決定の取消し)

第10条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令またはこの要綱に違反したとき。

2 前項の規定による取消しを行った場合における補助事業者への通知については、第7条第2項の規定を準用する。

(補助金の返還)

第11条 補助事業者は、区長が第7条第1項または前条第1項の規定による取消しを行った場合において、補助金の交付決定の当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、当該取消しに係る部分の額を区長に返還しなければならない。

(違約加算金および延滞金)

第12条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還(第7条第1項の規定による取消しに係るものを除く。)を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した違約加算金(100円未満を除く。)を納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満を除く。)を納付しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第13条 区長は、前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第14条 区長は、第12条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止)

第15条 区長は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金または延滞金の全部または一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(書類の保存)

第16条 補助事業者は、開設後家賃に係る収支の状況を会計帳簿によって明らかにさせてお

くとともに、当該会計帳簿および補助金の交付に係る収支に関する書類を当該補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間整理保存しなければならない。

(消費税仕入控除税額の報告)

第17条 補助事業者は、補助金の交付後に消費税および地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税仕入控除税額」という。）が確定した場合は、品川区認可保育所等開設後家賃補助金消費税仕入控除税額報告書（第6号様式）により、速やかに区長に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

2 区長は、前項の規定による報告があった場合において、必要があると認めるときは、消費税仕入控除税額に相当する額の全部または一部を区に納付させるものとする。

3 区長は、補助事業者が第1項の規定により付した条件に違反した場合において、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を区に返還させるものとする。

(準用)

第18条 補助金の交付に当たっては、この要綱に定めるもののほか、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）に定めるところによるものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、子ども未来部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

2 この要綱の適用前に品川区認可保育所等開設等支援事業補助要綱（平成23年品川区要綱第138号）および品川区家庭的保育事業等運営費等に関する要綱（平成23年品川区要綱第74号）の規定に基づき行われた平成29年4月以後の開設後家賃に係る申請、交付その他の手続は、この要綱の相当規定に基づき行われた平成29年4月以後の開設後家賃に係る申請、交付その他の手続とみなす。

別表（第4条関係）

| 経過年数 | 対象施設 | 補助基準額 | 補助率 |
|----------|--|--|---|
| 開設後5年以内 | 認可保育所等 | <p>次に掲げる額を比較して、いずれか少ない額</p> <p>(1) 45,000,000円（家庭的保育事業および小規模保育事業にあつては、22,500,000円とする。）を各年度における補助対象となる月数（以下「補助対象月数」という。）で除して得た額（小数点以下の端数は切り捨てる。）。この場合において、補助対象月数が12に満たないときは、補助対象月数を12で除して得た割合を乗じて算定する（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）。</p> <p>(2) 開設後家賃の月額から次のアまたはイに掲げる区分に応じそれぞれ定める額を減じた額</p> <p>ア 認可保育所等（認証保育所を除く。） 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）第1条第51号に規定する賃借料加算が支払われている場合は、当該賃借料加算の月額</p> <p>イ 認証保育所 品川区認証保育所運営費等助成要綱（平成14年品川区要綱第42号。以下「助成要綱」という。）別表第1運営費の表4の項に規定する賃借料加算が支払われている場合は、当該賃借料加算の月額</p> | <p>8分の7</p> <p>（ただし、平成28年11月1日から平成29年4月1日までに開設した認可保育所等にあつては、16分の15）</p> |
| 開設後6年目以降 | 開設後家賃の年額が告示第1条第51号に規定する賃借料加算の年額の3倍を超える認可保育 | <p>次に掲げる額を比較して、いずれか少ない額</p> <p>(1) 22,000,000円を補助対象月数で除して得た額（小数点以下の端数は切り捨てる。）。この場合において、補助対象月数が12に満たないときは、補助対象月数を12で除して得た</p> | <p>4分の3</p> |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | <p>所等（認証保育所） 所にあっては、 助成要綱別表第 1 運営費の表 4 の項に規定する 賃借料加算の年 額に 2 を乗じて 得た額の 3 倍を 超える認証保育 所)</p> | <p>割合を乗じて算定する（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）。</p> <p>(2) 開設後家賃の月額から次のアまたはイに掲げる区分に応じそれぞれ定める額を減じた額。ただし、認定こども園の開設後家賃の月額については、子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号または第 3 号に掲げる支給要件を満たし、同法第 20 条第 1 項の規定による区長の認定を受けた児童の定員の数を認定こども園全体の定員の数で除して得た割合を乗じて算定する（小数点以下の端数は切り捨てる。）。</p> <p>ア 認可保育所等（認証保育所を除く。） 告示第 1 条第 5 1 号に規定する賃借料加算が支払われている場合は、当該賃借料加算の月額</p> <p>イ 認証保育所 助成要綱別表第 1 運営費の表 4 の項に規定する賃借料加算が支払われている場合は、当該賃借料加算の月額</p> | |
|--|--|---|--|

品川区認可保育所等開設後家賃補助金交付申請書

年 月 日

品川区長 あて

保育所名

所在地

設置者氏名

㊞

設置者住所

電話番号

年度 月分品川区認可保育所等開設後家賃補助金について、品川区認可保育所等開設後家賃補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 交付申請額 金 _____ 円
2. 区分 認可保育所・認定こども園・家庭的保育事業
小規模保育事業・認証保育所
3. 月額賃借料 金 _____ 円
4. 補助基準額 金 _____ 円
5. 賃借料加算 金 _____ 円
6. 添付書類 建物賃貸借契約書の写し

第 2 号様式（第 6 条関係）

第 年 月 日 号

品川区認可保育所等開設後家賃補助金交付決定通知書

設置者名 様
（保育所名 ）

品川区長



品川区認可保育所等開設後家賃補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、品川区認可保育所等開設後家賃補助金を交付することと決定したので、下記のとおり通知します。（ 年度 月分）

記

交付決定金額

円

内訳

第3号様式（第6条関係）

第 年 月 日
号

品川区認可保育所等開設後家賃補助金不交付決定通知書

設置者名 様
（保育所名 ）

品川区長



品川区認可保育所等開設後家賃補助金交付要綱第6条の規定に基づき、品川区認可保育所等開設後家賃補助金を交付しないことと決定したので、下記のとおり通知します。（ 年度 月 分）

記

理由

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

品川区認可保育所等開設後家賃補助金交付決定取消・変更通知書

設置者名 様
（保育所名 ）

品川区長 

年 月 日付 第 号により通知しました、品川区認可保育所等開設後家賃補助金の交付決定について、下記の理由により取消し・変更をしたので、品川区認可保育所等開設後家賃補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、通知します。

記

1 取消し・変更理由

第5号様式（第8条関係）

品川区認可保育所等開設後家賃補助金請求書

| 金 額 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |

件 名 品川区認可保育所等開設後家賃補助金について
（ 年度 月分）

上記の金額を請求します。

年 月 日

品川区長 あて

所 在 地

施 設 名

請求者住所

氏 名

⑩

第6号様式（第17条関係）

年 月 日

品川区長 へ

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業名

（所在地 ）

代表者氏名 ⑩

品川区認可保育所等開設後家賃補助金消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた品川区認可保育所等開設後家賃補助金のうち、品川区認可保育所等開設後家賃補助金交付要綱第17条第1項の規定に基づき、消費税および地方消費税の仕入控除税額を下記のとおり報告します。

記

1. 確定申告年月日

2. 決算期間

3. 消費税および地方消費税の申告の有無

4. 仕入控除税額の計算方法

5. 消費税および地方消費税
の仕入控除税額

金 _____ 円

※積算根拠となる資料を添付してください。